

業務重点推進状況
令和8年1月

交通事故防止対策の推進について



警 察 本 部

交通関係データの全国比較

区分	比較	全国	兵庫県 (全国順位)	備考
人口	(千人)	123,802	5,337 7位	総務省調
車両台数	(台)	91,514,410	3,501,971 9位	国土交通省調
道路実延長	(km)	1,231,084.7	36,888.8 11位	国土交通省調
免許人口	(人)	81,532,622	3,403,403 7位	警察庁調
人身事故件数	(件)	257,733	13,011 8位	警察庁、県警察本部調 兵庫県:前年同期比-1,102件
死者数	(人)	2,257	86 8位	警察庁調 兵庫県:前年同期比-11人
人口10万人当たり	(人)	1.82	1.61 40位	警察庁調
車両1万台当たり	(人)	0.25	0.25 30位	警察庁調
免許人口1万人当たり	(人)	0.28	0.25 38位	警察庁調
道路延長千キロ当たり	(人)	1.83	2.33 11位	警察庁調

目 次

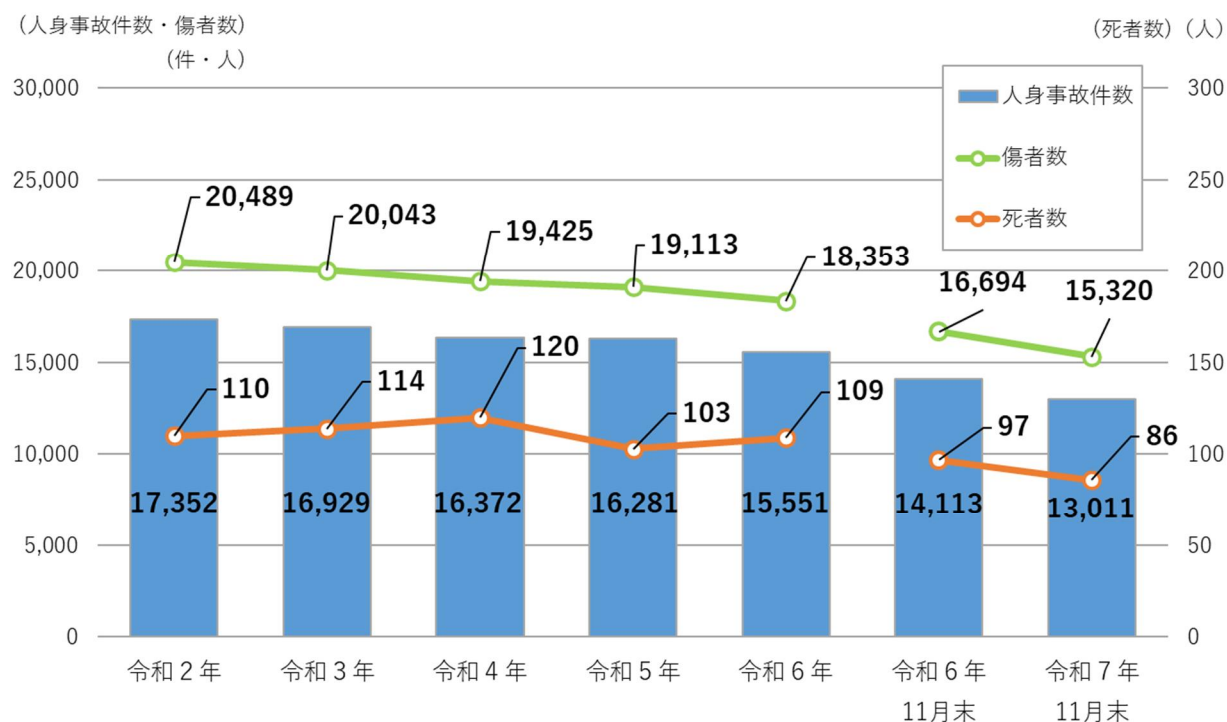
第1	交通事故発生状況	5
1	交通事故の推移（過去5年）	5
2	令和7年11月末の交通死亡事故の特徴	6
(1)	年齢層別の死者数	6
(2)	類型別の死者数	7
(3)	状態別の死者数	8
第2	交通安全教育の推進	9
1	子供に対する交通安全教育	9
2	高齢者に対する交通安全教育	9
3	外国人に対する交通安全教育	9
4	自転車利用者に対する交通安全教育等	10
(1)	自転車の交通ルールの遵守と交通マナーの向上	10
(2)	道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う広報啓発の推進	10
5	歩行者優先意識の醸成に向けた活動	11
6	SNSを活用した広報啓発	11
7	企業と連携した交通安全啓発	11
第3	運転者対策の推進	12
1	運転免許保有者の状況	12
2	運転免許試験の実施状況	12
3	外国免許切替審査	13
(1)	切替審査の実施状況	13
(2)	切替審査の厳格化	13
4	運転者教育	14
5	迅速・確実な行政処分	14
(1)	悪質・危険運転者の早期排除	14
(2)	一定の病気等が疑われる者の把握	14
(3)	臨時適性検査等の確実な実施	15
6	高齢運転者対策	15
(1)	高齢者講習の実施	15
(2)	認知機能検査の実施	15
(3)	運転技能検査の実施	15
(4)	安全運転相談の実施等	15
7	運転免許証とマイナンバーカードの一体化（マイナ免許証）	16
(1)	マイナ免許証の概要	16
(2)	マイナ免許証の運用状況	16
第4	効果的な交通指導取締りの推進	17
1	基本方針	17
2	交通指導取締りの重点	17
(1)	自転車及び電動モビリティに対する指導取締り	17
ア	自転車利用者に対する指導取締り	17
イ	電動モビリティ利用者に対する指導取締り	17
(2)	横断歩行者に関連する指導取締り	18
ア	横断歩行者妨害違反の指導取締り	18

イ	歩行者に対する指導警告の強化	18
(3)	飲酒運転の指導取締り	18
(4)	妨害運転の指導取締り	18
(5)	最高速度違反の指導取締り	19
3	通学路及び生活道路における指導取締り	19
4	暴走族の取締り	19
5	不正改造車両に対する騒音対策	20
6	訪日外国人対策の推進	20
7	違法駐車対策	20
8	受傷事故防止対策等	21
第5	交通事故事件の捜査	21
1	迅速的確な初動捜査	21
2	ひき逃げ事件の捜査	22
3	危険運転致死傷罪の捜査	22
4	適切な被害者支援の推進	22
第6	交通部執行隊の活動	23
1	交通機動隊の活動	23
2	高速道路交通警察隊の活動	23

第1 交通事故発生状況

1 交通事故の推移（過去5年）

過去5年間における県内の人身事故件数、死者数及び傷者数は減少傾向にある。
令和6年中の死者数は109人で、統計を保有する昭和22年以降で2番目に少ない数であった。



区分	年							
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和6年11月末	令和7年11月末	増減
人身事故件数 (件)	17,352	16,929	16,372	16,281	15,551	14,113	13,011	-1,102
指数	100.0	97.6	94.4	93.8	89.6	-	-	-
死者数 (人)	110	114	120	103	109	97	86	-11
指数	100.0	103.6	109.1	93.6	99.1	-	-	-
傷者数 (人)	20,489	20,043	19,425	19,113	18,353	16,694	15,320	-1,374
指数	100.0	97.8	94.8	93.3	89.6	-	-	-
全国死者数 (人)	2,839	2,636	2,610	2,678	2,663	2,376	2,257	-119
指数	100.0	92.8	91.9	94.3	93.8	-	-	-

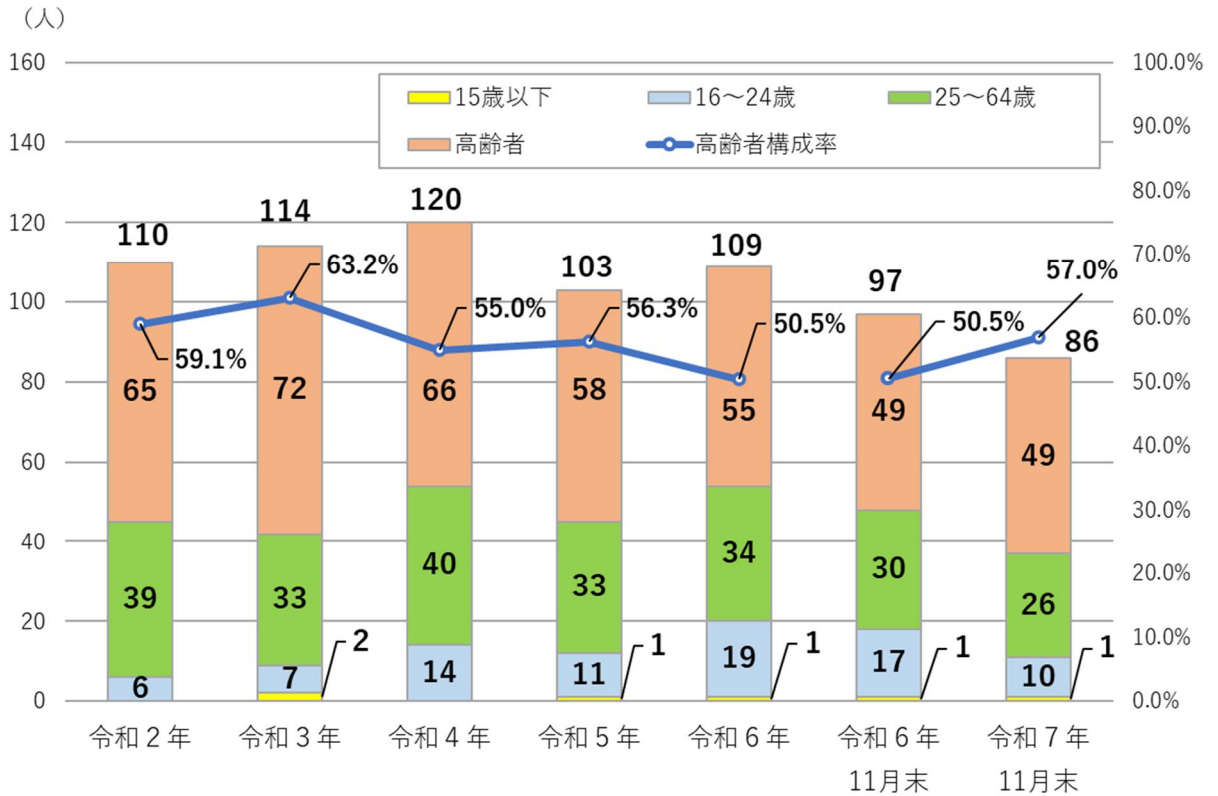
注 1 指数は令和2年を100としている。

2 「死者数」とは、交通事故発生から24時間以内に死亡した人の数を示す。

2 令和7年11月末の交通死亡事故の特徴

(1) 年齢層別の死者数

高齢者の死者が全死者86人のうち49人（前年同期比±0人）と最も多くなっており、57.0%を占めている。

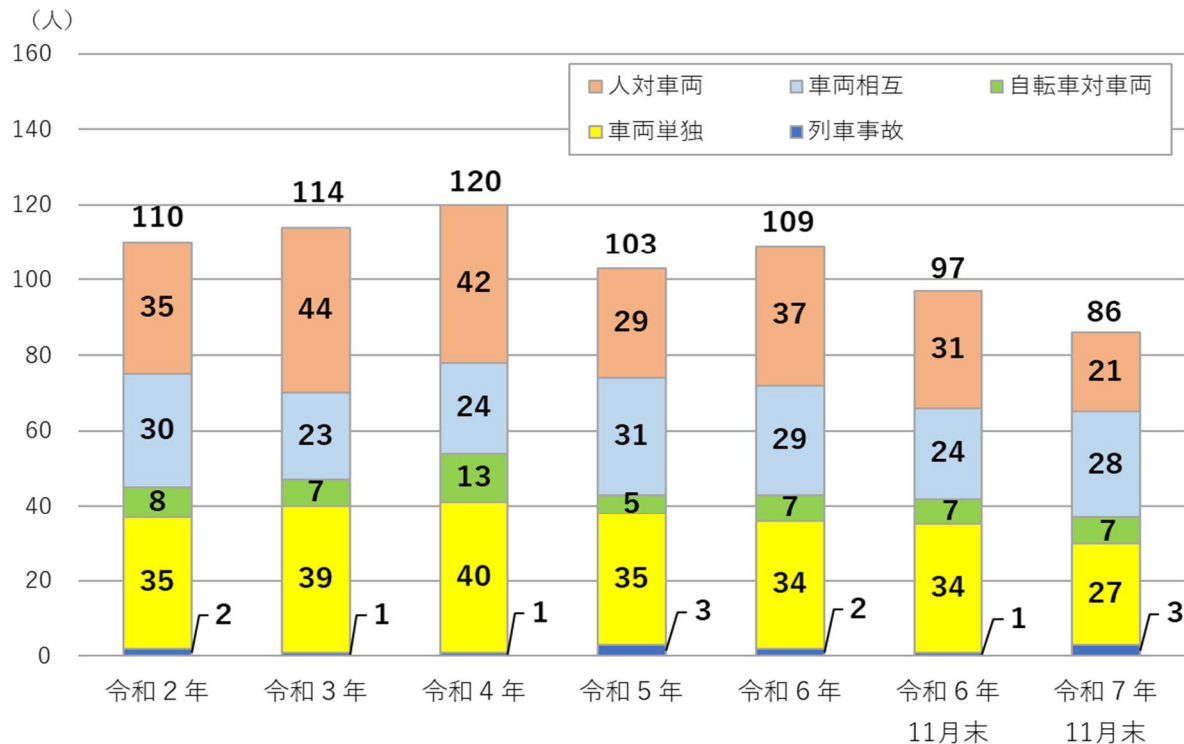


(人)

区分	年								増減
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和6年11月末	令和7年11月末		
15歳以下	0	2	0	1	1	1	1	0	
16~24歳	6	7	14	11	19	17	10	-7	
16~19歳	1	1	6	2	8	7	4	-3	
20~24歳	5	6	8	9	11	10	6	-4	
25~64歳	39	33	40	33	34	30	26	-4	
25~29歳	4	3	3	3	3	2	3	1	
30~39歳	4	4	9	2	3	2	1	-1	
40~49歳	12	11	12	10	9	8	7	-1	
50~59歳	12	11	11	9	11	11	10	-1	
60~64歳	7	4	5	9	8	7	5	-2	
65歳以上	65	72	66	58	55	49	49	0	
65~74歳	19	26	22	24	15	14	10	-4	
75歳以上	46	46	44	34	40	35	39	4	
合計	110	114	120	103	109	97	86	-11	
高齢者構成率 (%)	兵庫	59.1	63.2	55.0	56.3	50.5	50.5	57.0	
	全国	56.2	57.7	56.4	54.7	56.8	56.5	55.3	

(2) 類型別の死者数

車両相互の死者が全死者86人のうち28人（前年同期比+4人）と最も多くなっており、32.6%を占めている。



(人)

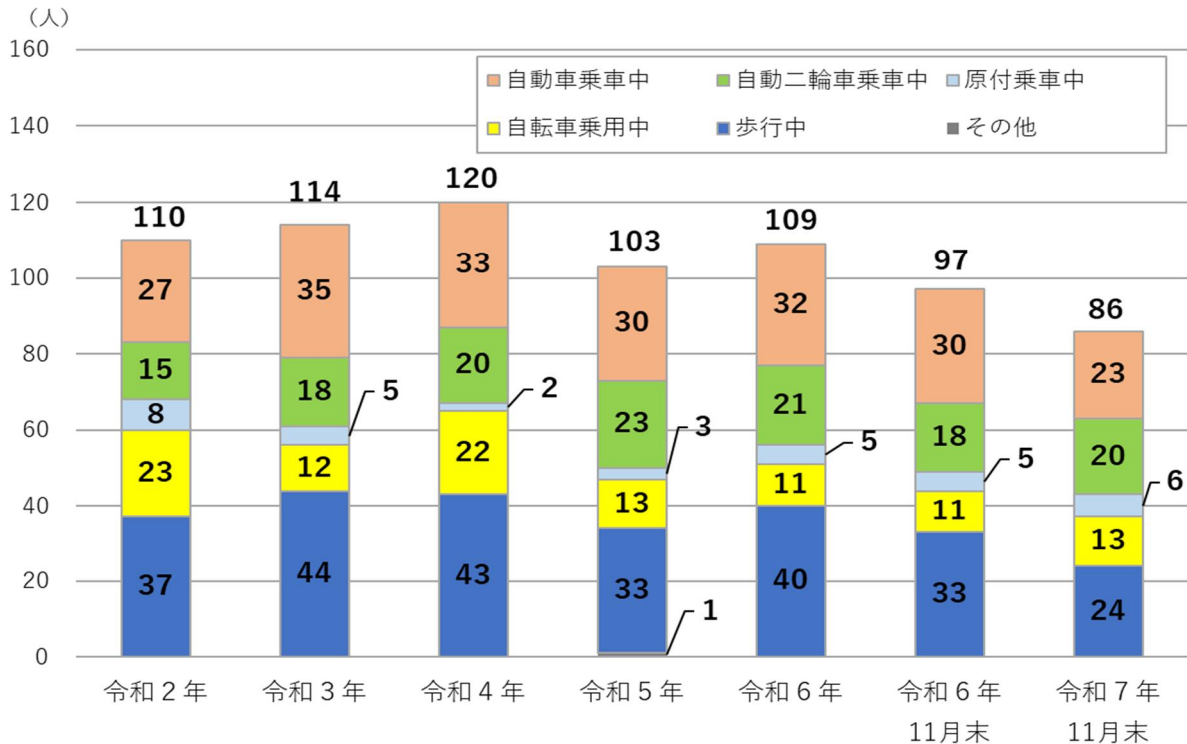
区分	年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和6年11月末	令和7年11月末	増減	構成率(%)
人対車両		35	44	42	29	37	31	21	-10	24.4%
車両相互		30	23	24	31	29	24	28	4	32.6%
自転車対車両		8	7	13	5	7	7	7	0	8.1%
車両単独		35	39	40	35	34	34	27	-7	31.4%
列車事故		2	1	1	3	2	1	3	2	3.5%
合計		110	114	120	103	109	97	86	-11	100.0%

注 1 車両には、自転車等の軽車両を含む。

2 「自転車対車両」欄は、車両相互の死者数のうち自転車が関係する事故の死者数を外数で計上している。

(3) 状態別の死者数

歩行中の死者が全死者86人のうち24人（前年同期比－9人）と最も多くなっており、27.9%を占めている。



(人)

区分	年								増減	構成率 (%)
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和6年11月末	令和7年11月末			
自動車乗車中	27	35	33	30	32	30	23	-7	26.7%	
自動二輪車乗車中	15	18	20	23	21	18	20	2	23.3%	
原付乗車中	8	5	2	3	5	5	6	1	7.0%	
自転車乗用中	23	12	22	13	11	11	13	2	15.1%	
歩行中	37	44	43	33	40	33	24	-9	27.9%	
その他	0	0	0	1	0	0	0	0	-	
合計	110	114	120	103	109	97	86	-11	100.0%	

注 1 自動車とは、小型特殊車以上の車両をいう。

2 令和5年の「その他」は、単独事故後、運転手不在となった駐車車両に後続車が衝突し、駐車車両の同乗者が死亡したものである。

第2 交通安全教育の推進

1 子供に対する交通安全教育

基本的な交通ルールを習得させ、安全に道路を通行することができるよう、通学路における具体的な危険箇所を示すほか、道路の横断方法に関する実技を交えるなど、幼児、児童又は生徒それぞれの発達段階に応じた交通安全教育を実施している。

【子供に対する交通安全教育の実施状況】

年	区分	回数(回)	受講人数(人)
令和2年		2,358	179,875
令和3年		2,965	242,713
令和4年		3,334	262,015
令和5年		3,889	322,648
令和6年		3,834	303,668
令和6年11月末		3,635	284,671
令和7年11月末		3,623	286,684
	増減	-12	2,013



【幼児に対する交通安全教育】

2 高齢者に対する交通安全教育

高齢者宅戸別訪問活動を実施し、歩行時における反射材用品や明るい色の服装の着用等について指導している。

また、参加・体験・実践型の交通安全教育であるシルバードライバーズスクールを実施し、運転時における加齢に伴う身体機能の変化を理解させるための指導を行っている。

【高齢者に対する交通安全教育の実施状況】

年	区分	高齢者宅戸別訪問		シルバードライバーズスクール	
		世帯数(世帯)	対象者数(人)	回数(回)	受講者数(人)
令和2年		88,416	114,348	66	2,405
令和3年		151,987	187,916	65	1,051
令和4年		157,659	204,500	89	1,140
令和5年		297,236	414,410	90	959
令和6年		348,886	520,830	85	1,722
令和6年11月末		328,689	490,291	77	1,600
令和7年11月末		365,894	560,875	88	1,621
	増減	37,205	70,584	11	21



【高齢者宅戸別訪問活動】

3 外国人に対する交通安全教育

日本語学校や技能実習生を採用している企業等に赴き、日本の交通ルールについての交通安全教育を実施している。また、外国語のチラシ等を作成し、レンタカー会社や空港等に設置して周知を図っている。

【外国人に対する交通安全教育の実施状況】

年	区分	回数(回)	受講人数(人)
令和5年		210	7,237
令和6年		209	7,414
令和6年11月末		189	6,772
令和7年11月末		260	9,106
	増減	71	2,334



【外国人に対する交通安全教育】

注 令和5年から統計を開始している。

4 自転車利用者に対する交通安全教育等

(1) 自転車の交通ルールの遵守と交通マナーの向上

自転車の安全な利用に向けて、各種啓発活動を行うとともに自転車シミュレーターを活用した参加・体験・実践型の交通安全教室やスクアード・ストレイト方式による交通安全教育等を推進している。

また、ライフステージに応じた適切な交通安全教育を実施するため、子供、高齢者、外国人、障害者等様々な自転車利用者に対する交通安全教育を実施している。

特に、自転車乗用中の事故による負傷者数の多い高校生に対しては、事前学習、効果測定及び実践行動を一体化した交通事故防止対策である「兵庫県警察自転車セーフティプロジェクト（通称：チャリプロ）」を推進し、自転車の正しい交通ルールとマナーの浸透を図っている。

【自転車教室等の実施状況】

		自転車教室等
令和2年	回数	469
	受講人数	10,069
令和3年	回数	2,080
	受講人数	148,895
令和4年	回数	2,064
	受講人数	169,959
令和5年	回数	2,939
	受講人数	242,049
令和6年	回数	3,117
	受講人数	231,502
令和6年 11月末	回数	2,870
	受講人数	213,532
令和7年 11月末	回数	3,030
	受講人数	216,462
増減	回数	160
	受講人数	2,930



【タブレットを活用した効果測定】



【外国人に対する交通安全教育】



【高校生チャリプロのテスト画面】

(2) 道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う広報啓発の推進

令和8年4月1日に施行される自転車等に対する交通反則通告制度（青切符）の適用等について、街頭における自転車利用者への直接の周知のほか、ひょうご防犯ネット+や保護者連絡ツールを活用するなど、関係機関と協働した取組を推進している。

また、啓発動画やチラシ等を作成してSNSへの投稿や県警ウェブサイトの改正法特設ページに掲載するなど、各種広報媒体を活用した情報発信を行っている。



【改正道路交通法啓発チラシ】



【YouTube等のSNSへの掲載】

5 歩行者優先意識の醸成に向けた活動

横断歩道における重大な交通事故の発生を防ぐため、「横断歩道合図（アイズ）運動プラス」を推進し、横断歩行者及び運転者の安全意識の向上を図っている。

また、信号機のない横断歩道のうち、主に通学路における交通事故発生状況や地域住民の要望等を踏まえて、警察署ごとに「おもいやり横断歩道」を指定し、啓発活動や交通指導取締りを実施している。



【横断歩道における保護誘導活動】

注 横断歩道合図（アイズ）運動プラスとは、横断歩道において歩行者と運転者が手と目で相互に合図を送りあう「横断歩道合図（アイズ）運動」に加えて、横断歩道又は自転車横断帯ありのダイヤモンドの道路標示を認めれば運転者が減速することを呼びかける「横断歩道手前減速運動」を加えたものをいう。

6 SNSを活用した広報啓発

交通企画課が管理する公式SNSアカウントに、交通事故、交通指導取締りや交通安全イベントの情報、交通安全啓発動画等を投稿し、交通安全意識の高揚を図っている。

注 現在は「X」のみで、投稿数は10,887件、フォロワー数は15,669人（令和7年11月末現在）である。



【丘みどり氏を起用した交通安全啓発動画】



【T-岡田氏を起用した交通安全啓発動画】

7 企業と連携した交通安全啓発

県内の企業が行う社会貢献活動と連携し、交通安全メッセージ等を装飾したラッピング商品などの共同企画を行い、県民から共感を得られやすいよう工夫を凝らした交通安全啓発を推進している。



【自転車ヘルメット着用促進ケーキ】



【交通安全啓発ケーキ】



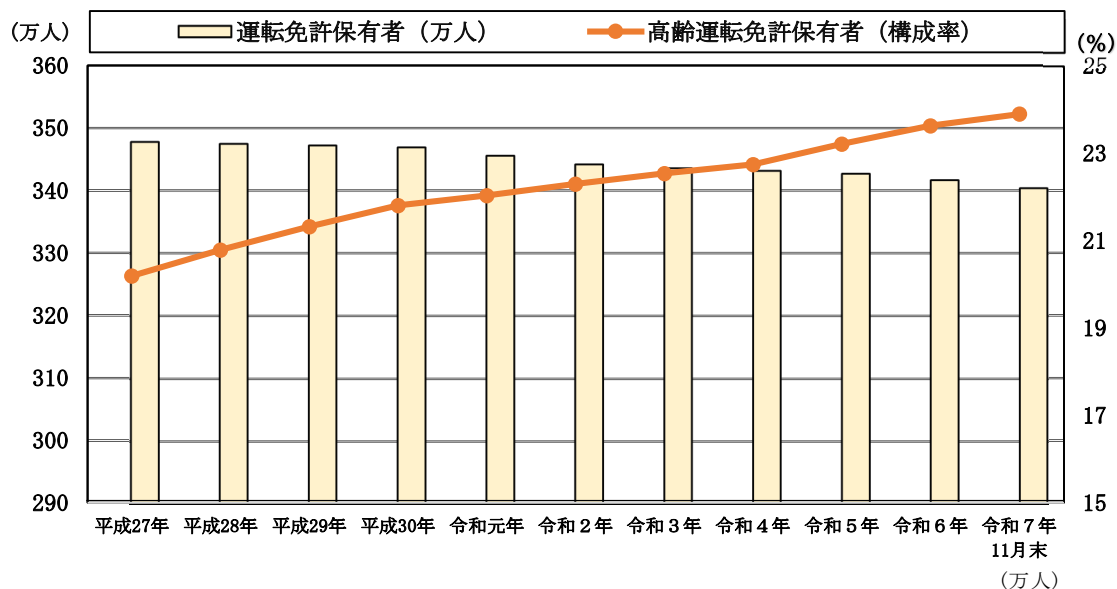
【交通安全ノンアルコールビール】

第3 運転者対策の推進

1 運転免許保有者の状況

令和7年11月末における県内の運転免許保有者は、約340万3千人(全国第7位)で、年々減少傾向にある。

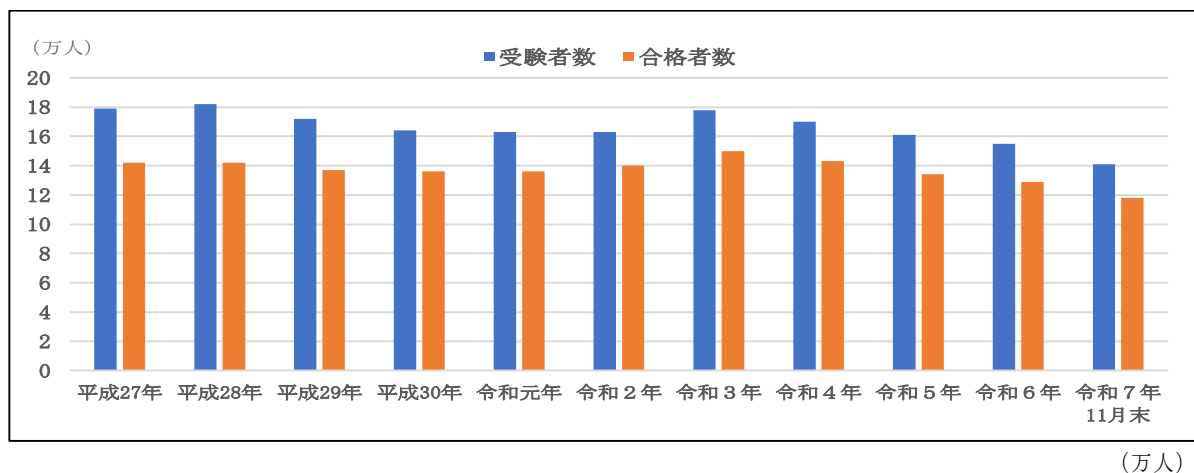
一方、65歳以上の高齢運転免許保有者は、約81万3千人(前年同期比+約7千人)と増加し、運転免許保有者の23.9%を占めている。



区分	年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年11月末
運転免許保有者		347.7	347.4	347.1	346.8	345.5	344.1	343.5	343.1	342.6	341.6	340.3
高齢運転免許保有者		70.2	72.2	74.0	75.6	76.1	76.7	77.4	78.0	79.5	80.7	81.3
(65歳以上) 構成率(%)		20.2	20.8	21.3	21.8	22.0	22.3	22.5	22.7	23.2	23.6	23.9

2 運転免許試験の実施状況

令和7年11月末における運転免許試験の受験者数は、延べ約14万1千人(前年同期比-約2千人)と減少している。

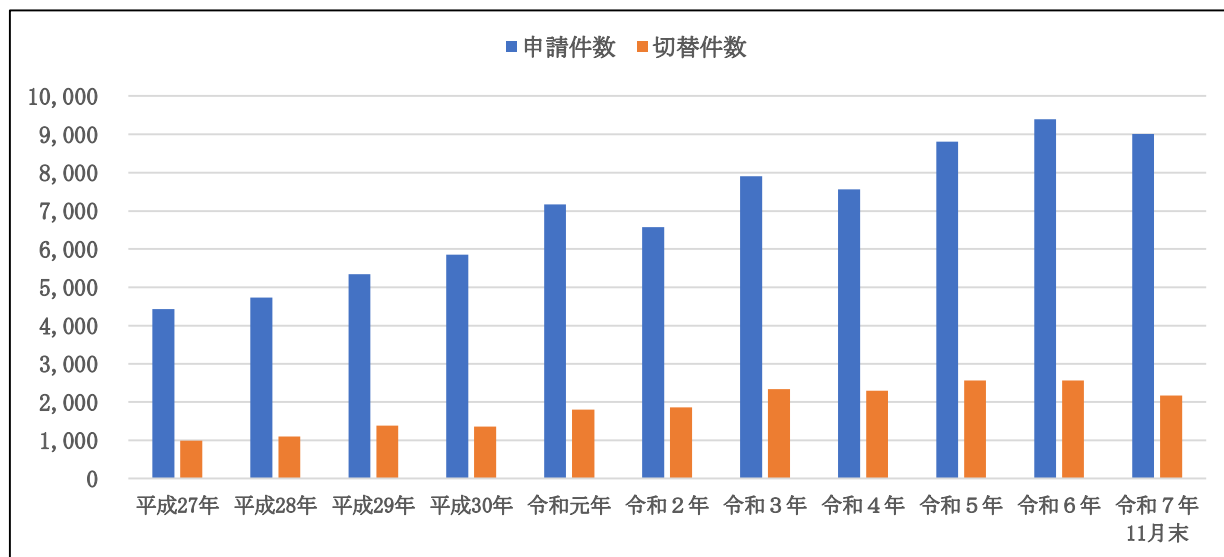


区分	年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年11月末
受験者数		17.9	18.2	17.2	16.4	16.3	16.3	17.8	17.0	16.1	15.5	14.1
合格者数		14.2	14.2	13.7	13.6	13.6	14.0	15.0	14.3	13.4	12.9	11.8

3 外国免許切替審査

(1) 切替審査の実施状況

令和7年11月末における外国免許切替（外免切替）審査の申請件数は、延べ9,011件（前年同期比+432件）と増加している。



(件)

区分	年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年11月末
申請件数		4,424	4,729	5,345	5,849	7,168	6,575	7,909	7,561	8,807	9,398	9,011
切替件数		989	1,100	1,393	1,364	1,800	1,860	2,339	2,302	2,571	2,568	2,173

(2) 切替審査の厳格化

これまで外国人観光客が滞在先のホテル等を住所として運転免許を取得できたことや知識確認が簡単であったこと、また、外免切替により日本の免許を取得した外国人による重大な交通事故が発生したことを背景に、審査手続きの厳格化への世論が高まり、令和7年10月1日以降、住所確認、知識確認及び技能確認を厳格化している。

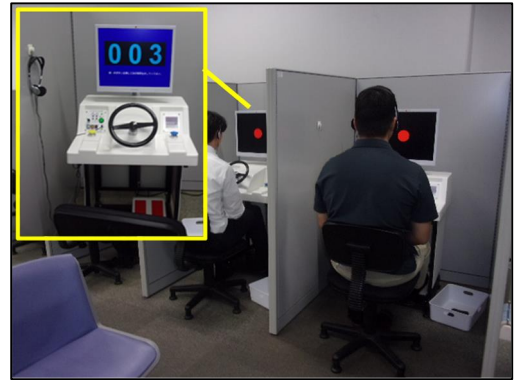


【外免切替の審査状況】

	知識確認		技能確認	
	令和6年10～11月	令和7年10～11月	令和6年10～11月	令和7年10～11月
受験者数	586	874	815	345
合格者数	564	347	184	20
合格率(%)	96.2	39.7	22.6	5.8

4 運転者教育

道路交通法等に違反し、累積点数が一定の基準に該当した者や行政処分を受けた者に対しては、その危険性の改善を図るため、運転適性検査機を用いて自身の運転行動や癖を把握できる適性診断等を取り入れた各種講習を実施している。



【運転適性診断の実施状況】

【各種講習】

講習等の種類	受講対象者
初心運転者講習	普通免許等取得後1年未満の初心運転者で、違反行為をし、一定の基準に該当する者
違反者講習	違反行為に対する点数が3点以下である違反行為をし、一定の基準に該当する者
停止処分者講習	運転免許の保留、効力の停止等の処分を受けた者
取消処分者講習	運転免許の拒否、取消し等の処分を受けた者

5 迅速・確実な行政処分

(1) 悪質・危険運転者の早期排除

違反を繰り返す運転者や重大な交通事故を起こした運転者に対しては、速やかに運転免許の取消し、停止等の行政処分を行い、道路交通の場から早期に排除している。

【行政処分の執行状況】

(件)

区分	年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和6年 11月末	令和7年 11月末	増減
取消処分		1,684	1,622	1,583	1,867	1,552	1,497	973	-524
停止処分		11,436	11,457	10,605	10,594	9,288	8,707	7,467	-1,240
合計		13,120	13,079	12,188	12,461	10,840	10,204	8,440	-1,764

(2) 一定の病気等が疑われる者の把握

認知症等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがある一定の病気等が疑われる運転者については、交通事故や交通取締りのほか、刑事部門や生活安全部門が取り扱う事案等あらゆる警察活動を通じた把握に努めている。

【端緒別の把握状況 (令和7年11月末)】

(件)

区分	本人からの相談	家族からの相談	第三者からの通報	免許証更新等(質問票)	交通事故	交通取締り	刑法犯等逮捕	保護	その他の警察活動	合計
件数	1,467	284	85	931	307	16	28	663	475	4,256

(3) 臨時適性検査等の確実な実施

一定の病気等により、運転免許の取消し、停止等の事由に該当すると疑う理由がある者に対しては、専門医による臨時適性検査の結果や本人から提出された診断書の内容に基づいて、行政処分を行っている。

【臨時適性検査等による行政処分の執行状況】

(件)

区分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和6年 11月末	令和7年 11月末	増減
取消処分	292	290	299	360	414	401	239	-162
停止処分	273	290	341	373	397	391	453	62
合計	565	580	640	733	811	792	692	-100

6 高齢運転者対策

(1) 高齢者講習の実施

70歳以上の高齢運転者に対しては、運転免許の更新時に、安全な運転に必要な知識に関する講義や実車講習を通じて身体機能の変化を自覚させ、個々の特性に応じた助言・指導を行っている。



【高齢者講習の実施状況】

(2) 認知機能検査の実施

75歳以上の高齢運転者に対しては、運転免許の更新時に、安全な運転に必要な記憶力や判断力等の状況を確認し、認知症のおそれの有無を判定している。



【認知機能検査の実施状況】

(3) 運転技能検査の実施

75歳以上の普通自動車対応免許を有する者のうち、一定の違反歴を有する者に対しては、運転免許の更新時に、課題走行による検査を実施し、安全な運転に必要な運転技能を判定している。



【運転技能検査の実施状況】

(4) 安全運転相談の実施等

高齢者及びその家族などに対し、安全運転の継続に必要な助言・指導を行うとともに、運転免許証の自主返納制度の案内を実施している。



【安全運転相談ダイヤル】

7 運転免許証とマイナンバーカードの一体化（マイナ免許証）

(1) マイナ免許証の概要


令和7年3月24日から、本人の希望により運転免許証とマイナンバーカードを一体化（マイナ免許証）することができる制度が開始された。

また、これに合わせて、マイナ免許証のみを保有する場合は、所定の手続きを行うことで、住所変更等がワンストップで完了するほか、マイナ免許証保有者を対象としたオンライン更新時講習の運用等が開始されている。


※所定の手続き…マイナポータル連携及びワンストップサービスの利用手続き


マイナ免許証の概要

免許情報をマイナンバーカードに記録

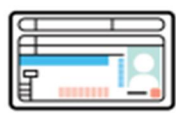


【特定免許情報】
免許の年月日、種類、条件
マイナ免許証の番号、免許の有効期限等
が記録されます。







免許証の所持形態は3タイプ



免許証
のみ



マイナ免許証
のみ



両方

主なメリット

住所変更等がワンストップで完了！

市町村に行くだけ！

マイナ免許証のみ保有者

氏名や住所変更は自治体に届け出るだけで完了
免許センター等での変更手続きが不要

オンライン更新時講習が受講可能に！

24時間好きな時に！

どこでも講習！

マイナポータルとの連携で、オンライン更新時講習の受講が可能となります。

優良
運転者講習

一般
運転者講習

(2) マイナ免許証の運用状況

免許更新時等におけるマイナ免許証の作成手続きについては、WEBによる予約制（高齢者を除く。）を導入し、来庁時間の分散化を図っている。

これまでに免許更新等により44,405枚、運転免許試験等により6,354枚のマイナ免許証を作成している。

【マイナ免許証の作成状況（令和7年11月末）】

区分	運転免許更新（うち高齢者）		運転免許試験等		保有状況 の変更	運転免許保有者			
	構成率(%)	構成率(%)	構成率(%)	構成率(%)		構成率(%)			
人数									
免許証の総件数	509,008	99,355	51,502	—	3,403,414				
マイナ免許証	41,700	8.2%	3,343	3.4%	6,354	12.3%	2,705	50,759	1.49%

第4 効果的な交通指導取締りの推進

1 基本方針

交通事故防止に資する指導取締りを行うため、交通事故実態の分析による取締計画の策定(Plan)、取締計画に沿った活動の実施(Do)、実施結果の検証(Check)、次回計画に検証結果を反映(Act)という一連のPDCAサイクルに基づいた交通指導取締りを実施している。

2 交通指導取締りの重点

(1) 自転車及び電動モビリティに対する指導取締り

ア 自転車利用者に対する指導取締り

地域住民の要望等を踏まえた「自転車指導啓発重点地区・路線」を指定し、同路線を中心に、悪質・危険な自転車利用者に対する指導取締りを実施している。また、令和8年4月1日から、自転車の交通違反に対する交通反則通告制度が導入されることから、同制度及び自転車の交通ルールの周知を図っている。



【自転車利用者に対する指導取締り】

【自転車利用者に対する取締状況】

年 件数	(件)							増減
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和6年 11月末	令和7年 11月末	
検挙件数	11,629	6,210	4,643	4,994	4,250	3,818	4,400	582



【自転車啓発サインデザイン】

イ 電動モビリティ利用者に対する指導取締り

特定小型原動機付自転車などの電動モビリティの普及に伴い、飲酒運転、信号無視等の悪質・危険な違反のほか、通行区分違反等の歩行者に危険を及ぼすおそれの高い違反に重点を置いた指導取締りを実施している。

また、令和6年11月に施行された改正道路交通法により、ペダル付き電動バイクの運転の定義が明確化されたことから、同バイク利用者による無免許運転等の悪質・危険な違反についても指導取締りを実施している。

【特定小型原動機付自転車・ペダル付き電動バイクに対する取締状況】

年 件数	(件)						増減
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年 11月末	
特定小型原動機付自転車	-	-	-	0	9	58	50
ペダル付き電動バイク	1	1	1	1	28	95	84

注 特定小型原動機付自転車は、令和5年7月1日施行の改正道路交通法により、新たに規定された車両区分であることから取締りに関する統計がないもの。



【電動モビリティ利用者に対する指導取締り】

(2) 横断歩行者に関連する指導取締り

ア 横断歩行者妨害違反の指導取締り

横断歩行者の安全を確保するため、横断歩道における歩行者優先等の交通ルールの徹底を図るとともに、横断歩行者妨害違反の指導取締りを実施している。

【横断歩行者妨害違反の取締状況】 (件)

年 件数	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和6年 11月末	令和7年 11月末	増減
	検挙件数	15,325	19,470	22,510	20,771	19,363	18,029	



【横断歩行者妨害の指導取締り】

イ 歩行者に対する指導警告の強化

歩行者の交通ルール遵守の意識を高めて道路横断中の交通事故を防止するため、歩行者の違反行為に対する歩行者指導警告書（レッドカード）を活用した指導警告活動を推進している。



【歩行者指導警告書】

(3) 飲酒運転の指導取締り

飲酒運転の根絶に向け、飲酒運転に関する情報や飲酒事故の発生実態の分析に基づく指導取締りを実施するとともに、同乗罪を始めとする飲酒運転を助長する「周辺者三罪」に対する捜査を推進している。

【飲酒運転の取締状況】 (件)

年 件数	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和6年 11月末	令和7年 11月末	増減
	検挙件数	852	729	815	889	684	656	



【飲酒運転の指導取締り】

(4) 妨害運転の指導取締り

他の車両等の通行を妨害する目的で行う悪質・危険な運転行為に対しては、妨害運転罪等を適用し、厳正な捜査を推進している。

また、妨害運転を未然に防止するため、車間距離不保持、進路変更禁止違反等の指導取締りを実施している。

なお、妨害運転罪が新設された令和2年6月から令和7年11月末までの間に、36件の妨害運転を検挙している。

(5) 最高速度違反の指導取締り

交通事故実態を踏まえた速度取締指針を策定・公表し、各種速度取締り機器を活用した最高速度違反の指導取締りを実施している。

【最高速度違反の取締状況】

(件)

件数	年								増減
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和6年 11月末	令和7年 11月末		
検挙件数	80,124	67,012	50,936	46,991	44,699	41,397	41,638	241	



【定置式レーダによる速度取締り】

3 通学路及び生活道路における指導取締り

通学路及び生活道路における児童等の安全を確保するため、交差点関連違反や通行禁止違反の指導取締り、可搬式速度違反自動取締装置を活用した速度取締りなどを実施している。

【可搬式速度違反自動取締装置の運用状況】

(回)

回数	年								増減
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和6年 11月末	令和7年 11月末		
運用回数	合計	322	465	559	533	314	280	318	38
	通学路	126	199	171	188	79	65	88	23
	生活道路	62	38	47	45	29	29	14	-15
	その他	134	228	341	300	206	186	216	30



【通学路における指導取締り】

4 暴走族の取締り

県下の暴走族は、令和7年11月末で129人を把握しており、暴走族のグループ数や人員は減少傾向にある。

近年は、少人数で自動二輪車等数台による短距離又は短時間のゲリラ的な暴走が主流である。

令和7年11月末では、共同危険行為等の禁止違反で3件13人を検挙している。

【共同危険行為等の禁止違反の検挙状況】

区分	年								増減
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和6年 11月末	令和7年 11月末		
検挙件数(件)	5	5	4	2	3	3	3	0	
検挙人員(人)	73	48	36	19	17	17	13	-4	
逮捕人員(人)	45	39	25	14	12	12	13	1	



【集団暴走の状況】

5 不正改造車両に対する騒音対策

騒音関連の110番通報は、平成13年の14,870件をピークに年々減少していたが、一昨年から増加に転じ、令和7年11月末にあつては4,994件（前年同期比+370件）となっている。

不正改造車両による騒音対策の一環として、本部交通部員や警察署員からなる特別合同取締部隊を編成し、神戸・阪神地区における取締りを強化している。

【騒音関連の110番受理状況】 (件)

項目	年別						
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和6年 11月末	令和7年 11月末
110番件数	2,317	2,319	2,151	2,899	4,957	4,624	4,994
前年対比	-276	2	-168	748	2058	2,013	370

注 令和7年11月末の110番件数は、速報数である。



【不正改造車両の取締り】

6 訪日外国人対策の推進

訪日外国人観光客を対象として、令和7年4月に国際チャーター便が就航した神戸空港や国際旅客船が入港する神戸港周辺において、白タク行為の根絶を目的としたキャンペーンを実施するなど、啓発活動を推進している。



【旅客ターミナルにおける啓発活動】

7 違法駐車対策

違法駐車の実態や地域住民の意見・要望等を踏まえた「駐車監視員活動ガイドライン」を策定・公表し、駐車監視員による巡回活動や警察官による悪質性・危険性・迷惑性の高い違反に重点を置いた指導取締りを実施している。

当該ガイドラインについては、警察署管内における駐車実態を反映したものとなるよう定期的に見直しを行っている。

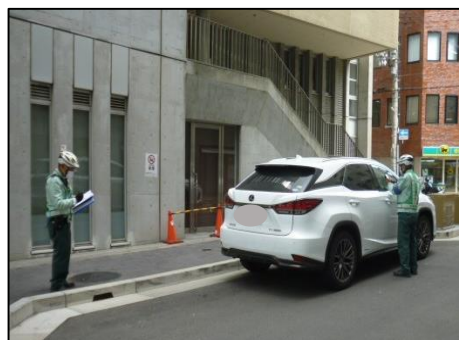
【違法駐車の見察状況及び確認標章の取付状況】

(件)

区分	年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和6年 11月末	令和7年 11月末	増減
		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和6年 11月末	令和7年 11月末	
検 挙 件 数		12,970	12,174	10,531	9,907	9,764	9,048	8,267	-781
確認標章の取付件数		64,431	60,014	54,108	51,684	51,664	47,372	43,429	-3,943
駐 車 監 視 員		47,530	46,424	41,633	40,805	40,202	36,818	33,868	-2,950
警 察 官		16,901	13,590	12,475	10,879	11,462	10,554	9,561	-993



【警察官による駐車取締り】



【駐車監視員の活動】

8 受傷事故防止対策等

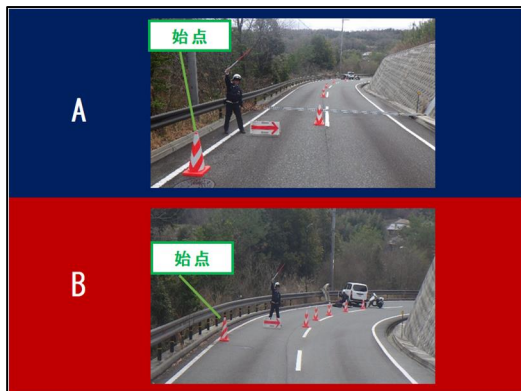
交通街頭活動中の受傷事故を防止するため、幹部が具体的な指示や取締現場における活動状況の点検を行うとともに、ストリーミング動画や、画像クイズ形式の確認テストなどを活用した教養により、職員の受傷事故防止に対する意識の醸成を図っている。

また、熱中症の発症リスクを抑えるため、ネックリング等の暑熱対策品を活用するとともに、活動場所の暑さ指数（WBGT）に基づく安全に配慮した街頭活動を行うなど暑熱対策を推進している。

【受傷事故の発生状況】

(人)

年 人	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和6年 11月末	令和7年 11月末	増減
総数	1	5	2	3	2	2	2	±0
殉職	0	0	0	0	0	0	0	-
重傷	0	1	0	1	0	0	0	-
軽傷	1	4	2	2	2	2	2	±0



【画像クイズ形式の確認テスト】



【暑熱対策品の活用】

第5 交通事故事件の捜査

1 迅速的確な初動捜査

交通事故事件の発生を認知したときは、交通鑑識係等が直ちに現場に臨場して、路面痕跡や散乱した遺留品の採証、目撃者の確保等客観的証拠の収集を目的とした初動捜査を徹底している。



【交通鑑識活動】

2 ひき逃げ事件の捜査

ひき逃げ事件の発生を認知したときは、組織的かつ重点的に初動捜査を行い、防犯カメラやドライブレコーダーの映像収集、現場を中心とした聞き込み捜査等を徹底し、被疑者の早期検挙を図っている。

【ひき逃げ事件の発生及び検挙状況】

(件)

年	被害別			死亡			重傷			軽傷			計		
	発生	検挙	検挙率	発生	検挙	検挙率	発生	検挙	検挙率	発生	検挙	検挙率	発生	検挙	検挙率
令和2年	4	4	100.0%	50	39	78.0%	366	279	76.2%	420	322	76.7%			
令和3年	3	2	66.7%	55	54	98.2%	372	288	77.4%	430	344	80.0%			
令和4年	5	6	120.0%	34	33	97.1%	304	251	82.6%	343	290	84.5%			
令和5年	3	3	100.0%	38	38	100.0%	313	246	78.6%	354	287	81.1%			
令和6年	3	3	100.0%	37	33	89.2%	298	240	80.5%	338	276	81.7%			
令和6年11月末	2	2	100.0%	33	30	90.9%	275	222	80.7%	310	254	81.9%			
令和7年11月末	2	2	100.0%	26	31	119.2%	250	199	79.6%	278	232	83.5%			
増減	0	0	0.0%	-7	1	28.3%	-25	-23	-1.1%	-32	-22	1.6%			

3 危険運転致死傷罪の捜査

飲酒運転、赤色信号無視等の悪質・危険な運転行為を伴う交通事故が発生した場合には、より罰則の重い危険運転致死傷罪の適用を見据えた捜査を積極的に推進している。

【危険運転致死傷罪の検挙状況】

(件)

年	類型別	酒影響	薬物影響	高速運転	無技能	妨害目的	殊更無視	通行禁止	酒(3条)	薬(3条)	病気(3条)	合計
令和2年		3	0	0	0	1	6(1)	2	5	2	8(1)	27(2)
令和3年		3	2	2	0	3	5	1(1)	3	1	2	22(1)
令和4年		7(1)	0	0	0	2	10(1)	0	4	1	7(1)	31(3)
令和5年		7	0	0	0	0	6	0	6	2	3	24(0)
令和6年		1	1	0	0	2	7	2	8	3	7(1)	31(1)
令和6年11月末		1	1	0	0	2	5	1	6	3	5(1)	24(1)
令和7年11月末		8	1	1	0	0	10(2)	0	5(1)	0	8	33(3)
増減		7	0	1	0	-2	5	-1	-1	-3	3	9

注 ()は致死の件数を表す。

4 適切な被害者支援の推進

ひき逃げ事件、死亡又は全治3箇月以上の重傷の被害が生じた交通事故事件、危険運転致死傷罪の適用が見込まれる事件等の被害者等に対して、「交通事故被害者の手引き」の交付、事件の概要、捜査経過の連絡、刑事手続の流れや各種救済制度の説明等その心情に配慮した支援活動を推進している。



【交通事故被害者の手引き】

第6 交通部執行隊の活動

1 交通機動隊の活動

白バイやパトカーの機動力を活かし、主要幹線道路を中心とした交通指導取締りや各種事件事故発生時の初動対応等を主な任務とするほか、皇族や国賓等の要人警護、マラソン先導、大規模災害発生時における被災箇所の情報収集、緊急交通路の確保等の任務を担っている。

なお、白バイ乗務員の運転技能を向上させ、道路交通の安全の維持に資することを目的として開催される全国白バイ安全運転競技大会において、本県交通機動隊は、昨年度の団体優勝に続き、今年度は団体準優勝および女性の部において種目別競技優勝という好成績を収めている。



【阪神・淡路大震災30年追悼式典における要人警護】



【第55回全国白バイ安全運転競技大会】

2 高速道路交通警察隊の活動

令和7年11月30日に東播磨道全線開通に伴う八幡三木ランプから小野ランプまでの4.4kmが延伸開通し、現在全国第2位となる総延長717.4kmの高速道路等を管轄しており、パトカーによる交通取締りや料金所付近における飲酒検問、シートベルト検問、交通事故発生時における迅速的確な捜査、サービスエリアにおける道路管理者と連携した交通安全広報啓発活動等を行うとともに、重大事故に直結する逆走事案に安全、迅速に対応するための訓練を行っている。



【料金所における飲酒検問】



【逆走対応訓練】